

## 公益社団法人日本ラクロス協会 スポーツ仲裁自動応諾に関する規程

### 第1条 目的

本規程は、公益社団法人日本ラクロス協会（以下、「当協会」という）が行う決定に関し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という）によるスポーツ仲裁を自動的に応諾することを目的とする。

### 第2条 自動応諾

スポーツ競技またはその運営に関して当協会が行った決定（競技中になされる審判の判定を除く。）に対し、各規程・規約等により個別に定める異議・不服の申し立てにより解決に至らなかった場合、JSAAの「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

### 第3条 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

本規程は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年11月16日 制定

公益社団法人 日本ラクロス協会